

募集

市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 住宅課 ☎73-3045

団地名(所在)	棟号室	間取り(構造)	建設年度	使用料※2
勝間 団地 (高瀬町下勝間)	74	3K(簡易耐火2階建て)汲取りトイレ	昭和54年度	11,800円 17,600円
神原 団地 (高瀬町下勝間)	B-103	3DK(中層耐火3階建て)水洗トイレ	平成3年度	17,100円 25,500円
高谷 団地 (託間町託間)	21	2DK(簡易耐火2階建て)浴槽なし※1、汲取りトイレ	昭和50年度	9,100円 13,600円
西野 団地 (託間町託間)	C-122	3DK(中層耐火3階建て)水洗トイレ	平成9年度	19,900円 29,600円

※1 浴槽および給湯器は入居者が負担  
 ※2 使用料は、入居者の所得に応じて決定

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。  
**申し込みができる人**  
 次の条件を全て満たす人  
 ・市内に住所または勤務場所を有する人  
 ・同居の親族または同居しようとする親族がいる人(事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む)  
 ※一定の条件を満たせば単身入居可  
 ・現に住宅に困窮している人  
 ・市税などを滞納していない人  
 ・世帯の月額所得が基準の範囲内であること

・申し込み者または同居親族が暴力団員でないこと  
**入居予定時期** 3月中旬  
**必要書類**  
 ・申込書および申立書など(住宅課、各支所にあります)  
 ・入居予定者全員の住民票  
 ・所得証明書および納税証明書(学生を除く15歳以上の人)  
**申し込み方法**  
 2月1日(月)～15日(月)の午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)までに、必要書類を住宅課へ提出してください。

募集

三豊市奨学金貸付希望者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 教育総務課 ☎73-3130

**対象** 平成28年度に学校教育法に規定する学校のうち、高等学校の全日制、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学(大学院を除く)および高等専門学校に在学する人  
**要件**  
 ・市内に住所を有する人(進学のため、他の市町村に住所を移す人を含む)  
 ・修学意欲があり、学校長が推薦する人  
 ・経済的な理由により修学が困難であると認められる人  
 ※ただし、市税を完納している世帯に限ります。  
**貸付額**  
 【高等学校など】 月額1万円以内  
 【高等専門学校および短期大学】 月額2万円以内  
 【大学】 月額2万5千円以内  
**貸付期間および利息**  
 貸付を受ける月数を通算して、奨学生の在籍する学校の修学年限に相当する月数以内。無利子。  
**返還** 正規の修学期間が満ちた日の翌年4月から、10年以内に月賦、半年賦または年賦払いにより返還。  
**申し込み期限** 2月25日(木)

くらし

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005  
 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

国民年金保険料は  
 全額所得控除されます

平成27年分の所得を申告する際、同年中に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。該当する人には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されています。証明書が届いていなかったり紛失したりしたときは、次の専用ダイヤルにお問い合わせください。

ねんきん定期便・  
 ねんきんネット専用ダイヤル  
 ☎0570(058)555

受付期間は3月15日(火)まで  
 月～金曜日 午前9時～午後7時  
 第2土曜日 午前9時～午後5時  
 ※祝日(第2土曜日を除く)は利用できません。

納付の一部免除を受けた時は

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が全額、または一部免除されます。  
 一部免除を受けた人は、免除されなかった残りの保険料を納付期限までに必ず納めなくてはなりません。納付を怠ると保険料の未納期間となりますので、ご注意ください。

国民年金前納割引制度  
 (口座振替 前納)をご利用ください

うっかり忘れて納付期限を過ぎていた、忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がないという人は、便利な口座振替をご利用ください。また、早割・前納で納付すると、保険料が割引されます。

振替方法

- ①2年前納(4月～翌々年3月分を4月末に一括引き落とし)
- ②1年前納(4月～翌年3月分を4月末に一括引き落とし)
- ③6カ月前納(4月～9月分を4月末、10月～翌年3月分を10月末に一括引き落とし)
- ④当月末振替(早割)

本来の納付期限よりも1カ月早く口座振替する方法です。

⑤翌月末振替

保険料の割引はありません。

※前納による納付済期間中に会社などへ勤務(厚生年金・共済組合へ加入)した場合、未経過の期間にかかる国民年金保険料は、原則、還付されます。  
 ※年度の途中で60歳になる人の前納する期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までとなります。

申し込み方法

「口座振替申出書」に必要事項を記入・押印(金融機関への届け出印)し、善通寺年金事務所へ郵送してください。また、年金事務所や金融機関の窓口へ提出することもできます。

●前納の申し込み期限に注意

2年前納……2月末まで  
 1年前納……2月末まで  
 6カ月前納……4月～9月分は2月末まで、10月～翌年3月分は8月末まで

社会保険労務士による  
 出張年金相談

●日時 2月10日(水)  
 午前10時～午後3時  
 ●場所 三豊市役所西館  
 ●持っていくもの  
 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。  
 代理人の場合は、委任状および依頼を受けた本人であることを確認できるものが必要です。  
 ●問い合わせ  
 街角の年金相談センター  
 高松(オフィス)  
 ☎087(811)6020